

避難行動要支援者支援制度のご案内

災害時に避難支援等を希望される方の 登録申込みについて

避難行動要支援者支援制度

町は、災害時に自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、本人の同意がある場合は、平常時から自治会・自主防災組織及び民生委員・児童委員（避難支援等関係者）に名簿情報を提供し、災害時の迅速な情報提供や避難支援等に努めます。

避難行動要支援者とは

災害時に自ら避難することが困難な在宅の人で、町や地域の支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した人です。

【避難行動要支援者の例】

1. 要介護者（要介護認定3～5）
2. 身体障害者（児）（身体障害者手帳1・2級）
3. 知的障害者（児）（療育手帳 A 判定）
4. 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1 級）
5. 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（難病患者等）
6. その他、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する者
例：75歳以上のひとり暮らし高齢者
75歳以上の高齢者のみの世帯 等



※1～5の人については、あらかじめ名簿の登載について同意の意向を確認します。

名簿へ搭載を希望する人は

町役場地域福祉課または各地区担当民生委員・児童委員に「避難行動要支援者登録書兼提供同意書」を提出してください。

なお、転出や施設入所などがあった場合は、必ず、お知らせください。

【担当課】 稲美町役場 地域福祉課 電話 079- (492) - 9136

【よくお読みください】

地域への情報提供により、災害発生時に避難支援者等からの支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提であるため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

また、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。

避難行動要支援者名簿の提供について

名簿情報を提供することに同意のあった人については、平常時から自治会・自主防災組織及び民生委員・児童委員へ、町が作成した避難行動要支援名簿を提供します。

個別計画の作成について

災害時の避難支援をより確実にを行うために、誰がどうやって支援するかなど（避難経路など）について避難行動要支援者本人と避難支援等関係者（自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等）が事前に話し合い、個別計画を作成しておきましょう。

※ 災害時に地域の助け合いを円滑に行うために、日頃から地域の方や周囲の方と積極的にコミュニケーションをとるように心がけましょう。

